平成２１年（フ）第９９６２号
大阪府大東市灰塚５丁目10番10号　サンプラザⅠ105号
債務者　千足真奈美
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９７３号
大阪府東大阪市四条町10番７号　永見方
債務者　越野　真逸
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００４１号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目10番21―401号
債務者　西井　一郎
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００７５号
大阪府枚方市甲斐田町25番２―102号
債務者　中井佳代子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００９４号
大阪府八尾市楽音寺５丁目41番地
債務者　小室由美子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１２８号
大阪市生野区中川５丁目４番27号　ハイツＢＯＮ208号
債務者　片山　和彦
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１２９号
大阪市平野区長吉出戸１丁目５番10―507号
債務者　辻村　　恵
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１５２号
大阪府枚方市出口１丁目17番１―111号
債務者　高橋久美子（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１７４号
大阪府豊中市西緑丘３丁目６番７―301号
債務者　竹内　一郎
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２０１号
大阪府八尾市南太子堂６丁目２番28号
債務者　関　みどり
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３２２号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目３番24号　ロードビル阪南町201号
債務者　坂本ハツ子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４４５号
大阪府池田市神田３丁目11番７号
債務者　三浦　初子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９号
大阪府茨木市真砂１丁目21番20号
債務者　山中　秋惠
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０号
大阪府寝屋川市木田町29番19号
債務者　松藤　勝久
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１号
大阪市西成区玉出中２丁目16番３号　エトワールヴィラ玉出２Ｆ202号室
債務者　清水美惠子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２号
大阪市城東区今福東２丁目８番６―309号
債務者　上者　拓夫
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４号
大阪市鶴見区今津南４丁目４番34号　ハイツ寿光301号
債務者　村上　美紀
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１５３号
熊本市沼山津３丁目５番14号
債務者　竹林　孝光
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部